

各種加算体制届出書
【地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設】

1 施設名		
2 異動区分 ^{※1}	1 新規	2 変更
3 準ユニットケア加算 (ユニット型以外の施設のみ) (あり ・ なし)	(1) 1グループあたりの人数 人(12人を標準とする)	
	(2) 個室的なしつらえ及び準ユニット単位で利用できる共同生活室がある。 (有 ・ 無) ※当該施設の平面図及び写真を添付してください。	
	(3) 人員配置 ①日中については、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置している。 (有 ・ 無) ②夜間及び深夜については、2つの準ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置している。 (有 ・ 無) ③準ユニットごとに、ユニットリーダー研修を受講した、常勤のユニットリーダーを配置している。 ^{※2} (有 ・ 無)	
4 個別機能訓練加算 (あり ・ なし)	(1) 機能訓練指導員(常勤専従1人以上) ^{※3} (理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 看護師 准看護師 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師)	
	資 格	名 前
	厚生労働省へのLIFEへを用いた情報提供 あり・なし ^{※4}	
5 常勤専従医師配置 (あり ・ なし)	医師(常勤専従1人以上) ^{※3}	
	資 格	名 前
	医 師	
6 精神科医師定期的療養指導 (あり ・ なし)	(1) 認知症である入所者 ^{※5} の割合 (年 月 日現在) 全入所者数 人 うち認知症入所者数 人 (全入所者数の3分の1以上)	
	(2) 担当医師(月2回以上の定期的な療養指導) ^{※3}	
	資 格	名 前
	医 師	

7 障がい者生活支援体制 (あり・なし)	(1) 視覚障がい者等 ^{※6} である入所者の数 (年 月 日現在)	
	人 (15人以上)	
	(2) 障がい者生活支援員 (常勤専従1人以上) ^{※3※6}	
	資 格	名 前
	障がい者生活支援員	
8 療養食加算 (あり・なし)	食事の提供を管理する管理栄養士又は栄養士 * 3	
	資 格	名 前
9 小規模拠点集合体制 (あり・なし)	※当該施設の平面図及び写真を添付してください。	

※ 加算を算定する月から4週間分の勤務一覧表を添付すること。

※1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付すこと。

※2 ユニットリーダー研修の修了証及び雇用契約書の写しを添付すること。

※3 当該職員の資格証等及び雇用契約書の写しを添付すること。

※4 体制状況一覧表の「LIFEへの登録」が「あり」になっていること。

※5 「認知症である入所者」とは、医師が認知症と診断した者（ただし、旧措置入所者にあつては、従来の「老人福祉法による特別養護老人ホームにおける痴呆性老人等介護加算制度について」（平成6年9月30日老計第131号）における認知症老人介護加算の対象者に該当している場合は、医師の診断は必要としない。）とする。

※6 「視覚障がい者等」とは、「視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者」とする。具体的には次のとおり。

・視覚障がい者

身体障がい者手帳の障がいの程度が1級又は2級若しくは、これに準ずる視覚障がいの状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障がいを有する者

・聴覚障がい者

身体障がい者手帳の障がいの程度が2級又はこれに準ずる聴覚障がいの状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障がいを有する者

・知的障がい者

療育手帳の障がいの程度がA（重度）の障がいを有する者又は知的障がい者更正相談所において障がいの程度が、重度の障がいを有する者

・精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級が1級又は2級に該当する者であつて、65歳に達する日の前日までに同手帳の交付を受けた者

※6 「障がい者生活支援員」とは、具体的には次のとおり。

・視覚障がい

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

・聴覚障がい又は言語機能障がい

手話通訳等を行うことができる者

・知的障がい

知的障害者福祉法に規定する知的障がい者福祉司の資格を有する者のほか、同法第19条第1項に規定する知的障がい者援護施設における指導員、看護師等で入所者の処遇実務経験5年以上の者とする。

・精神障がい

精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号に掲げる者